

下水道排水設備指定工事店について

静岡市 上下水道局
経営管理部 上下水道総務課

下水道排水設備指定工事店について

本日の内容

- I 下水道排水設備指定工事店の届出等について
- II 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

I 下水道排水設備指定工事店の届出等について

1. 指定工事店でなくなる場合

次の(1)又は(2)に該当する場合は、直ちに
下水道排水設備指定工事店指定取消申出書を提出
してください。

(1) 廃業等によるもの

(2) 次の要件を一つでも欠いたとき

- ① 責任技術者が1人以上いること
- ② 排水設備工事の施工に必要な設備及び
器材を保有していること
- ③ 静岡県内に営業所を有していること

※指定取消申出書の様式は、静岡市のホームページからもダウンロードすることができます。

I 下水道排水設備指定工事店の届出等について

2. 変更等の届出について

次の事項に該当する場合は速やかに

下水道排水設備指定工事店異動届出書を提出
してください。

- (1) 組織の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 商号の変更
- (4) 営業所の移転**
- (5) 責任技術者の異動（増員、減員）**
- (6) 住居表示または電話番号の変更**

※異動届出書の様式は、静岡市のホームページからもダウンロードすることができます。

I 下水道排水設備指定工事店の届出等について

3. 指定の有効期間について

下水道排水設備指定工事店証

住 所 静岡市葵区七間町15番地の1
商号又は名称 七間町設備株式会社
氏 名 静岡 太郎
(法人の場合は
代表者氏名)

上記の者を、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規定第5条の規定に基づき、次の期間静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店に指定する。

指定番号 第 000 号

令和5年1月31日 から

指定の有効期限

令和9年3月31日 まで

指定工事店の指定の有効期間については、「指定工事店証」をご確認ください。

I 下水道排水設備指定工事店の届出等について

4. 指定の継続手続きについて

11月 登録内容確認及び異動届出書提出依頼送付



令和6年1月中旬 指定継続申請書提出依頼送付



令和6年2月中旬 指定継続申請書提出締切

継続手続きをせず有効期間を過ぎてしまった場合、再び指定工事店の指定を受けるには、**新規指定の手続き（申請）**をしなければなりません。

Ⅱ 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

Ⅰ. 指定工事店とは

(1) 排水設備及びこれに接続する除外施設の新設、増設又は改築する工事は…

指定工事店でなければ施工することができません。

(2) 指定工事店が次のア.イ.いずれかに該当するときは…

その指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で指定の効力を停止することがあります。

ア. 下水道に関する法令、条例及び規程に違反したとき。
イ. 業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不適当と認めるとき。

Ⅱ 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

2. 排水設備工事の施工フロー

受注

排水設備 新設・増設・改築 計画確認申請書を提出 ※

工事の施工（着手前に計画確認申請書の提出の有無を確認）

下水道の使用開始届を提出する。

工事完了日から5日以内に
『排水設備等工事完了届出書』提出 ※

工事完了検査（責任技術者の立会）

※ 提出先は
最終ページを
ご覧ください。

Ⅱ 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

3. 違反行為の具体例

(1) 無届工事

- ① 工事着手 平成27年8月17日
- ② 工事完了 平成27年8月28日
- ③ 違反確認 令和5年8月9日

公共下水道の不正使用 有

(2) 無届工事

- ① 工事着手 平成28年9月13日
- ② 工事完了 平成29年1月27日
- ③ 違反確認 令和5年8月18日

公共下水道の不正使用 有

過去3年
違反発覚状況
(累計)

無届工事15件
(4者)

工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる行為6件
(1者)

指定工事店として自己の名義を他の業者に貸与する行為
(1者)

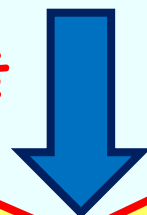
Ⅱ 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

4. 違反行為に関する処分

※静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店の処分に関する基準
(令和5年2月1日現在)

例：無届工事1件行った場合 “違反点数8点”
処分前歴がなくても
3か月間の指定停止となります！

静岡県下水道協会に報告



最悪責任技術者として
の登録の取消しも！

Ⅱ 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

4. 指定の取消または指定の効力の停止が決定した場合

静岡市掲示板に処分の内容を公告します。
(葵区、駿河区、清水区の各庁舎前の掲示板)

Ⅱ 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

5. 執拗な勧誘、工事の強要について

§ 市民の方からの苦情 §

近所に住む工事業者の身内の人から下水道への切り替え工事をその業者に頼むよう何度も強要された。

警察に相談！

- 執拗な勧誘
- 工事の強要

は絶対にしないてください！

指定工事店、責任技術者に関するお問い合わせは…

指定工事店について

上下水道総務課 総務・調整係

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎6階

電話 054 (270) 9121

ホームページ

静岡市上下水道総務課

検索



責任技術者について

静岡県下水道協会

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎6階（上下水道総務課内）

電話 054 (251) 2870

ホームページ

静岡県下水道協会

検索



排水設備工事に関する書類の提出及びお問い合わせは…

葵区、駿河区で施工する場合は

下水道維持課 排水設備係

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎5階

電話 054(270)9235、9236

清水区で施工する場合は

下水道事務所 排水設備係

静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎6階

電話 054(354)2744